

## 経済センサスに関する検討状況について

平成 20 年 11 月 10 日

総務省政策統括官（統計基準担当）

**1 統計委員会からの要請事項**

平成 22 年工業統計調査又はそれと同等の調査を実施すること、それに伴う経済センサス 活動調査の考えられる実施方法等について検討を行うこと。

**2 政府における検討状況等**

- (1) SNA 確報推計の精度の維持が必要との内閣府等の指摘を受けた統計委員会の要請を踏まえ、政府は、政府部内及び地方公共団体との調整を進めているところであるが、平成 18 年 3 月以降、関係府省の合意の下に進められてきた検討を大幅に変更するものであり、その見直しに伴う検討課題及び関係者が多岐にわたることから、様々な課題について検討が必要な状況にある。
- (2) 特に、実査担当として現場を担うこととなる地方公共団体においては、平成 22 年 12 月の工業統計調査は実施しないことを前提に準備を進めてきているところであり、これを急遽変更することにより、実査体制（人員及び予算面）に相当な負荷がかかるのみならず、その影響は広範に及ぶこととなる。
- (3) 具体的な対応策としては、工業統計調査で把握する事項を含めた経済センサスを年末又は年初に実施する案と、経済センサスを製造業とそれ以外に分離して実施する案とに大別できる。

案については、降雪地方における調査員の確保及び実査の困難性、年度末に係る地方公共団体の事務負担の増加、人事異動に伴う調査困難性、企業会計事項の把握困難性等の問題点がある。また、案については、実査上の困難性に加え、年初と 7 月の 2 回調査を実施することによる地方公共団体の事務負担の大幅な増加、調査員報酬等の実施経費の大幅な増加等の問題がある。更に、両案とも実施時期が変更になることで、その他の大規模周期調査の実施時期、各種指数等の基準年の変更についても検討が必要となる。

以上を踏まえ、現在検討を進めているものの、地方公共団体の理解が不可欠であり、現時点において地方公共団体の理解が得られる実現可能な案を見い出せていない状況である。

- (4) 今後とも引き続き、「平成 23 年経済センサス-活動調査」の円滑かつ正確な実施に向け、地方公共団体と意見交換を行いつつ、検討を進める所存。

**3 基本的な方向性（経済センサスに関する基本的考え方）**

- (1) 経済センサスにより作成される「経済構造統計」は、わが国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を明らかにするとともに、事業所

及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団情報の充実に必要であるなど、産業統計の体系的整備の根幹を成す最も基本的な統計である。

「経済構造統計」は、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することを通じて、GDP 統計をはじめとした諸統計の精度を向上させ、国民の様々な意思決定や政策決定に有用な情報を提供するものである。

- (2) 平成 21 年に実施の「経済センサス - 基礎調査」については、既に実施内容は確定している。また、「平成 23 年経済センサス - 活動調査」については、従来の計画では 7 月に全産業について実施としているが、これは、6 月早期では企業の決算が公表されていないこと、平成 23 年 4 月の統一地方選挙と準備事務の輻輳への配慮、人事異動により着任したばかりの職員の習熟期間への配慮、寒冷地における実査可能性への配慮等様々な観点から検討した結果を踏まえ決定されたものである。

したがって、従来の計画時期を変更することになれば、7 月実施の場合に比べ相当程度条件が悪化するため、可能な限り精度が高い調査を実施するとしても、企業会計事項などの調査事項の簡素化等を含め調査の在り方について大幅な再検討を行う必要があることから、過渡的な姿とならざるをえない。

- (3) 一方、平成 28 年を目途とする経済センサス-活動調査については、「経済構造統計」を作成する意義、必要性及びその重要性に鑑み、充実した統計調査とするため、調査条件が最も良い時期に調査を実施することを目指す必要がある。

内閣府は、確報の精度向上に向けて、こうした経済センサス実施にも対応した SNA 推計方法の見直しに関する検討に着手し、工程表の作成について、年内に一定の結論を得るとともに、関係府省は、特に以下の点について、今次基本計画期間中に一定の結論を得るよう取組を進める必要がある。

) 「経済構造統計」の実施により達成すべき目標及び目標時期

) 「経済構造統計」と密接に関係する主要な産業関連統計との関係及び調査事項の在り方

) 国民経済計算、産業連関表等の加工統計と産業関連統計及び「経済構造統計」との関係の在り方

注：「経済構造統計」とは、今後実施が予定されている「経済センサス - 基礎調査」と「経済センサス - 活動調査」から作成される統計をいう。

- (4) なお、「平成 23 年経済センサス-活動調査」については、政府は地方公共団体との連携を密にし、具体案について年内に一定の結論を得ることを目指す必要がある。

(参考) 今後のスケジュール

- ・平成 20 年 11 月 12 日 全国統計大会
- ・同 11 月 20 日 第一回都道府県統計主管部課長等会議及び政令市部課長会議
- ・同 12 月 8 日の週 第二回都道府県統計主管部課長等会議及び政令市部課長会議